

令和 7 事業年度

事 業 報 告 書

農水産業協同組合貯金保険機構

目 次

1. 機構の事業内容、事務所の所在地	
（１）事業内容	（１）
（２）事務所の所在地	（１）
2. 機構の沿革等	
（１）機構の沿革	（２）
（２）設立根拠法	（３）
（３）主務大臣	（３）
（４）審議等機関	（４）
3. 資本金の状況	（４）
4. 役員の状況	（５）
5. 職員の状況	（５）
6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況	
（１）農水産業協同組合貯金保険法に基づく業務	（６）
（２）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく業務	（７）
7. 資金計画の実施の結果	（８）
8. 借入金の状況	（１１）
9. 国庫補助金等の状況	（１１）
10. 機構が行った出資の状況	（１１）
11. 機構が対処すべき課題	（１３）

（注）本報告書に掲載されている各表の金額については、それぞれに単位未満を四捨五入していることから、合計が一致しない場合がある。

1. 機構の事業内容、事務所の所在地

(1) 事業内容

a) 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）に基づく業務

- ① 保険料の収納
- ② 貯金者等に対する保険金等の支払
- ③ 経営困難農水産業協同組合に係る合併等（付保貯金移転を含む。）に対する資金援助（金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、資産の買取り、債務の保証又は引受け、優先出資の引受け等及び損害担保）
- ④ 追加的資金援助
- ⑤ 貯金等債権の買取り
- ⑥ 協定債権回収会社に対する業務（協定の締結、回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資、損失の補填若しくは資金の貸付け又は債務の保証、金銭の収納、回収業務の実施に必要な指導及び助言等）
- ⑦ 管理人の業務
- ⑧ 金融危機対応業務
- ⑨ 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置への対応業務
- ⑩ 決済債務の弁済のための資金、貯払い資金及び資産価値の減少防止のための資金の貸付け等

b) 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）に基づく業務 第2章及び第3章の規定に基づく貯金者代理の業務

c) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）に基づく業務 株式会社東日本大震災事業者再生支機構の設立及び同機構に対する出資

d) a)～c)の業務に附帯する業務

(2) 事務所の所在地

所 在 地	電 話	F A X
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1（新東京ビル）	03-3285-1270	03-3285-1274

2. 機構の沿革等

(1) 機構の沿革

年 月	事 項
昭和48年 9月	・ 設 立
昭和61年 6月 (昭和61年 9月 1日施行)	・ 農水産業協同組合貯金保険法（以下この表において「貯金保険法」という。）改正により ①保険金の仮払金支払制度の導入 ②資金援助制度等の導入
平成 8年 6月 (平成 8年 6月21日施行)	・ 貯金保険法改正により ①対象組合に特定漁連(注)の追加 (注)特定漁連とは、漁協から信用事業を譲り受けた信漁連をいう。 ②資金援助対象に信用事業の全部譲渡の追加 ③貯金等債権買取制度の導入（平成9年4月1日施行） ④特別保険料、貯金等債権の特別買取り及び特別資金援助制度の導入（平成13年3月31日までの時限的措置）
平成 9年12月 (平成 9年12月19日施行)	・ 貯金保険法の改正により ①資金援助対象に新設合併の追加 ②資金援助対象に特定合併(注)の追加（平成13年3月31日までの時限的措置） (注)特定合併とは、都道府県知事のあっせんに係る経営困難組合同士の合併をいう。
平成10年 5月 (平成10年 5月27日施行)	・ 貯金保険法の改正により ①資金の借入れに対する政府保証の付与の導入 ②資金援助の手法として、劣後ローン供与、経営困難組合からの資産の直接買取り等の追加
平成12年 5月 (平成13年 4月 1日施行)	・ 貯金保険法等の改正により ①対象組合に農林中金、信農連、信漁連等の追加 ②資金援助対象に信用事業の一部譲渡、付保貯金移転の追加 ③付保対象貯金に金融債等の追加 ④資金援助手法として、優先出資の引受け及び損害担保の追加 ⑤公的管理人制度、協定債権回収会社業務及び金融危機対応業務の導入 ⑥貯払い資金の貸付け等の導入 ⑦平成8年6月の欄の④に係る時限措置の1年延長。なお、流動性貯金（特定貯金）については、15年3月末まで全額保護（以上、貯金保険法等の改正による。） ⑧貯金者代理の業務の導入（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律による。）

平成13年 6月 (平成14年 1月 1日 施行)	・ 貯金保険法の改正により 資金援助対象に指定支援法人(注)の追加 (注)指定支援法人とは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）第32条に規定する法人をいう。
平成14年12月 (平成15年 4月 1日 施行)	・ 貯金保険法の改正により ① 決済用貯金の全額保護措置の導入 ② 決済債務の保護措置の導入 ③ 決済債務の弁済資金の貸付けの導入 ④ 特定貯金の全額保護の時限措置の2年延長
平成23年 8月 (平成23年 9月26日 施行)	・ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の改正により ① 震災特例組合に係る特定優先出資等の取得に関する業務の導入 ② 取得した特定優先出資等の処分に関する業務の導入（震災特例業務）
平成23年11月 (平成23年11月28日及び 平成24年 2月23日 施行)	・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の制定により株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり、1,314百万円を出資（平成24年2月17日）
平成27年 9月 (平成28年 4月 1日 施行)	・ 農業協同組合法等の改正により対象組合に特定承継会社を追加（令和8年3月末まで）
平成30年 2月 (平成30年 2月 7日施行)	・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の改正により株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に663.8百万円を追 加出資（平成30年6月26日）
平成30年 9月	・ 上記、震災特例業務終了
令和 3年 6月 (令和 4年 4月 1日 施行)	・ 貯金保険法の改正により 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の導入

(2) 設立根拠法

農水産業協同組合貯金保険法

(3) 主務大臣

農林水産大臣、財務大臣、内閣総理大臣

(4) 審議等機関

運営委員会（委員 7 人以内並びに機構の理事長及び理事で組織）

（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

	氏 名	現 職
委員長（理事長）	庄 司 裕 宇	
委 員〈五十音順〉	梶 毅	静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長 J Aバンク代表者全国会議副議長
同	木 村 直 人	全国漁業協同組合連合会常務理事
同	篠 田 崇	農林中央金庫常務執行役員
同	田 中 茉莉子	武蔵野大学経済学部 教授
同	富 永 浩 明	弁護士
同	鳥 谷 礼 子	一般社団法人環境金融研究機構理事
同	福 園 昭 宏	全国農業協同組合中央会常務理事
理 事	佐 藤 宏 昭	

3. 資本金の状況

（単位：百万円）

	令和 6 事業年度末	令和 7 事業年度増減	令和 7 事業年度末	備 考
政府出資金	2, 0 5 5	0	2, 0 5 5	一般勘定 7 5 東日本大震災事業者再生支援勘定 1, 9 8 0
日本銀行出資金	7 5	0	7 5	

民間出資金	1 5 0	0	1 5 0	
農林中央金庫	7 5	0	7 5	
信用農業協同組合連合会等	6 7 . 5	0	6 7 . 5	9 3 団体
信用漁業協同組合連合会等	7 . 5	0	7 . 5	1 8 団体
合 計	2 , 2 8 0	0	2 , 2 8 0	

4. 役員の状況

定 数 理事長 1 人、理事 1 人、監事 1 人

氏 名	役 職	任 期	経 歴
庄 司 裕 宇	理 事 長	令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 1 0 年 9 月 3 0 日	(前) 農水産業協同組合貯金保険機構理事
佐 藤 宏 昭	理 事	令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 9 年 9 月 3 0 日	(前) 総務省公害等調整委員会事務局審査官
金 井 千 尋	監 事 (非常勤)	平成 2 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 3 0 日	公認会計士

5. 職員の状況

職員の定数

令和 6 事業年度末	令和 7 事業年度増減	令和 7 事業年度末
1 8 人	0 人	1 8 人

6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況

(1) 農水産業協同組合貯金保険法に基づく業務

①保険料収納の状況

(単位：百万円)

	令和5事業年度	令和6事業年度	令和7事業年度
保 険 料	7, 0 2 5	7, 0 4 1	4, 6 4 2

②資金援助発動の状況

(単位：百万円)

	平成14事業年度まで
資 金 援 助	1 1 1, 8 7 0
金 銭 贈 与	9 3, 9 5 8
資 金 貸 付	2, 7 6 7
資 産 買 取	8, 8 5 8
債 務 の 保 証	6, 2 8 7
件 数	2 2 件

平成15事業年度以降、新たな組合の破綻は生じていない。

なお、資金援助額は、運営委員会決定ベースである。

また、上記のほか、貯払資金貸付58百万円のうち23百万円が資金援助とみなされている。

③貯金者データ整備状況に係る立入検査の実施状況

(単位：件)

	令和5事業年度	令和6事業年度	令和7事業年度
実 施 件 数	3 4	2 0	2

④調査業務等の状況

貯金保険制度により保護される貯金の割合を把握するため、保険対象組合に対し、貯金カバー率調査を実施した。

(2) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく業務

出資の状況

(単位：百万円)

	平成23事業年度	平成30事業年度
出 資 額 (累 計)	1, 3 1 4	6 6 4 (1, 9 7 8)

平成23事業年度及び平成30事業年度以外の出資はない。

7. 資金計画の実施の結果

令和7事業年度 資金計画実績表

① 一般勘定

(単位：円)

支 出				収 入			
科 目	計画額 (A)	実績額 (B)	差 異 (B－A)	科 目	計画額 (A)	実績額 (B)	差 異 (B－A)
保険金事業費	200,000	0	△ 200,000	前年度よりの繰越金	182,204,614,000	182,440,973,179	236,359,179
保 険 金	100,000	0	△ 100,000	保険料収入			
仮払保険金	100,000	0	△ 100,000	保 険 料	4,645,000,000	4,642,132,750	△ 2,867,250
保険事故処理費	100,000	0	△ 100,000	回収金収入			
資金援助事業費	4,644,000,000	0	△ 4,644,000,000	貯金等債権回収金	100,000	0	△ 100,000
金 銭 贈 与	4,643,300,000	0	△ 4,643,300,000	資金援助事業収入	300,000	0	△ 300,000
貸 付 金	100,000	0	△ 100,000	受 取 利 息	100,000	0	△ 100,000
優 先 出 資	100,000	0	△ 100,000	貸付回収金	100,000	0	△ 100,000
損 害 担 保	100,000	0	△ 100,000	求償権回収金	100,000	0	△ 100,000
債務保証代位弁済	100,000	0	△ 100,000	貯金等債権買取事業収入	100,000	0	△ 100,000
資産買取業務委託費	200,000	0	△ 200,000	協定債権回収会社納付金収入	100,000	0	△ 100,000
公的管理人業務費	100,000	0	△ 100,000	協定債権回収会社貸付金			
貯金等債権買取事業費	200,000	0	△ 200,000	利息収入	100,000	0	△ 100,000
貯金等債権買取費	100,000	0	△ 100,000	協定債権回収会社貸付回収金	100,000	0	△ 100,000
貯金等債権回収益支払金	100,000	0	△ 100,000	被管理農水産業協同			
貯金等債権買取処理費	100,000	0	△ 100,000	組合貸付回収金	100,000	0	△ 100,000
農水産業協同組合再生事業費	100,000	0	△ 100,000	資産運用収入	1,338,687,000	1,300,353,114	△ 38,333,886
協定債権回収会社貸付金	100,000	0	△ 100,000	負担金収入			
被管理農水産業協同組合貸付金	100,000	0	△ 100,000	被管理農水産業協同			
過年度保険料払戻金	100,000	0	△ 100,000	組合等負担金収入	100,000	0	△ 100,000
一般管理費	844,069,000	619,980,425	△ 224,088,575	金銭贈与返納金	100,000	0	△ 100,000
固定資産取得	19,876,000	14,658,600	△ 5,217,400	事業外収入	400,000	295,200	△ 104,800
予 備 費	6,000,000	0	△ 6,000,000	有価証券償還・売却	70,388,729,000	260,159,759,589	189,771,030,589
有価証券取得	233,200,000,000	219,715,570,000	△ 13,484,430,000	その他収入	1,500,000	1,502,729	2,729
その他支出	76,484,000	1,576,332	△ 74,907,668				
翌年度への繰越金	19,788,601,000	228,193,231,204	208,404,630,204				
合 計	258,580,030,000	448,545,016,561	189,964,986,561	合 計	258,580,030,000	448,545,016,561	189,964,986,561

令和7事業年度 資金計画実績表

② 危機対応勘定

(単位：円)

支 出				収 入			
科 目	計画額 (A)	実績額 (B)	差 異 (B－A)	科 目	計画額 (A)	実績額 (B)	差 異 (B－A)
特別監視指定に係る 農林中央金庫貸付金	100,000	0	△ 100,000	前年度よりの繰越金	0	0	0
特別監視指定に係る 農林中央金庫優先出資	100,000	0	△ 100,000	借入金収入 借入金収入	300,000	0	△ 300,000
一般管理費	100,000	0	△ 100,000				
翌年度への繰越金	0	0	0				
合 計	300,000	0	△ 300,000	合 計	300,000	0	△ 300,000

令和7事業年度 資金計画実績表

③ 東日本大震災事業者再生支援勘定

(単位：円)

支 出				収 入			
科 目	計画額 (A)	実績額 (B)	差 異 (B－A)	科 目	計画額 (A)	実績額 (B)	差 異 (B－A)
一般管理費	102,000	0	△ 102,000	前年度よりの繰越金	1,816,000	1,891,854	75,854
翌年度への繰越金	1,816,000	1,895,753	79,753	事業外収入 受取利息	102,000	3,899	△ 98,101
合 計	1,918,000	1,895,753	△ 22,247	合 計	1,918,000	1,895,753	△ 22,247

8. 借入金の状況

直近3事業年度（令和5事業年度、令和6事業年度、令和7事業年度）において、借入金はない。
なお、令和8年3月末現在、借入金残高はない。

9. 国庫補助金等の状況

直近3事業年度（令和5事業年度、令和6事業年度、令和7事業年度）において、国庫補助金等の受入れはない。

10. 機構が行った出資の状況

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく出資

機構は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第54条第1項の規定に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり出資を行っている。

出 資 先	取 得 日	出資金額（百万円）	取得株式数
株式会社東日本大震災 事業者再生支援機構	平成24年2月22日	1, 314	26, 280
	平成30年6月28日	664	13, 276
	合 計	1, 978	39, 556

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の概要

(令和8年3月31日現在)

所在地	本店 宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1 仙台第一生命タワービルディング19階 東京本部 東京都千代田区丸の内2丁目2-2 丸の内三井ビルディング10階
資本金	29,984百万円
事業内容	① 再生支援の対象となった事業者（以下「対象事業者」という。）に対して金融機関等が有する債権の買取り等 ② 対象事業者に対する次に掲げる業務 イ 資金の貸付け（社債の引受けを含む。） ロ 金融機関等の資金の借入に係る債務の保証 ハ 出資 ニ 事業の再生に関する専門家の派遣 ホ 事業活動に関する必要な助言 ③ 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分 ④ 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分 ⑤ ④の業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務 等
役員の状況	取締役4名、監査役2名
役員の代表者名	松崎 孝夫
職員数	49名
機構の持株比率	6.6%
沿革	平成24年2月22日 設立

1 1. 機構が対処すべき課題

機構は、信用事業を行う農水産業協同組合（農協、漁協等。以下「組合」という。）に経営破綻が生じた場合、その貯金者等に対し、機構が保険金等の支払や貯金等債権の買取り等を行うほか、経営困難組合に係る適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置や、農林中央金庫の資産・負債の秩序ある処理に関する措置などにより、貯金者等の保護と信用秩序の維持に資することを使命としている。

我が国の金融システムは、引き続きその安定は維持されているものの、様々な状況の変化を踏まえ、金融環境の動向や組合経営における影響などを注視するとともに、破綻処理の迅速化にも取り組む必要がある。

この使命を果たすために、

- ① 破綻処理即応力を高める各種取組の実践や態勢の強化
 - ② 専門性の高い人材の確保・育成とノウハウ継承
 - ③ 貯金保険機構の業務に関する各種システムの拡充・強化やA I の活用などを通じた効率的な業務運営の推進
 - ④ 行政や系統団体など関係機関との緊密な連携
- などが極めて重要な課題となっている。